第百七十条第二項中「使用された医療機器」を「使用された高度管理医療機器等」に、「当該医療機器」を「当該高度管理医療機器等」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十九条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条中「滑空機」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　滑空機

二　製造後最初の航行（本邦外から出発して本邦内に到達するものであつて、回送の場合に限る。）を行う航空機であつて、次に掲げる書類を備え付けたもの

イ　航空機登録証明書の写し

ロ　耐空証明書の写し

ハ　搭載用航空日誌

ニ　運用限界等指定書の写し

ホ　飛行規程（運航規程に飛行規程に相当する事項が記載されている場合を除く。）

ヘ　飛行の区間、飛行の方式その他飛行の特性に応じて適切な航空図

ト　運航規程（航空運送事業の用に供する場合に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。